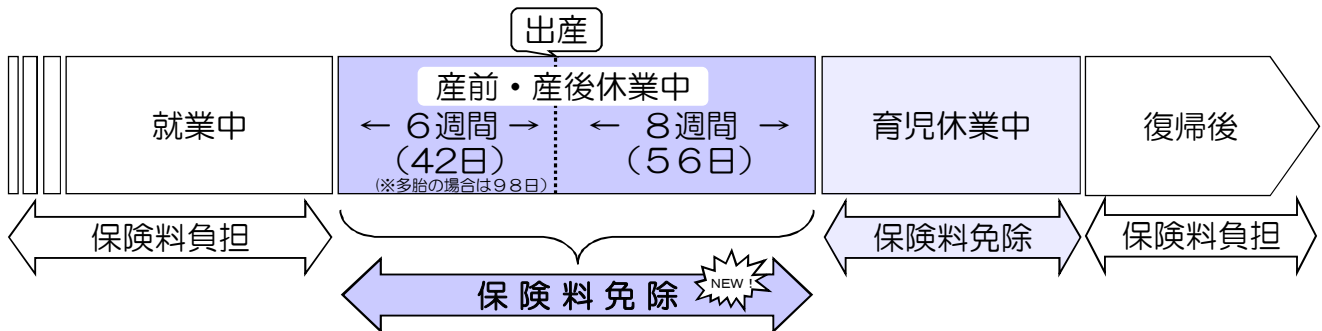


平成26年4月から 産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まります

●産前産後休業期間中の保険料免除

【概要】

現在、産前産後休業中においては保険料負担（健康保険・厚生年金保険）がありますが、平成26年4月からは、育児休業中と同様に産前産後休業期間〔産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日〕においても、事業主分・被保険者分の保険料が免除される取扱いとなります。



【対象者】

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者（平成26年4月分以降の保険料を免除）が対象となります。

【保険料免除期間】

「産前産後休業開始月」から「産前産後終了予定日の翌日の属する月の前月まで」（産前産後休業終了日が月の末日の場合は、産前産後休業終了月まで）被保険者・事業主ともに保険料が免除となります。

【手続き方法】※手続き例は裏面を参照してください。

「産前産後休業取得者申出書」を事業所経由で産前産後休業期間中にご提出ください。

●産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

【概要】

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬額を基に、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

【対象者】

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象となります。

【手続き方法】

被保険者の方は、事業主を経由し「産前産後休業終了時報酬月額変更届」をご提出ください。

※産前産後休業を終了した日の翌日に、引き続いて育児休業を開始した場合は、提出できません。

●産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

【概要】

3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

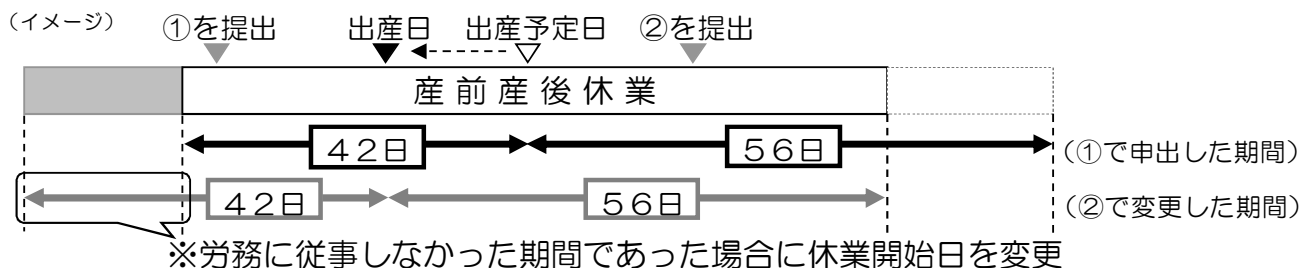
※「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です。

産前産後休業期間中の保険料免除の手続き例

▶『出産前』に産休期間中の保険料免除を申し出した場合

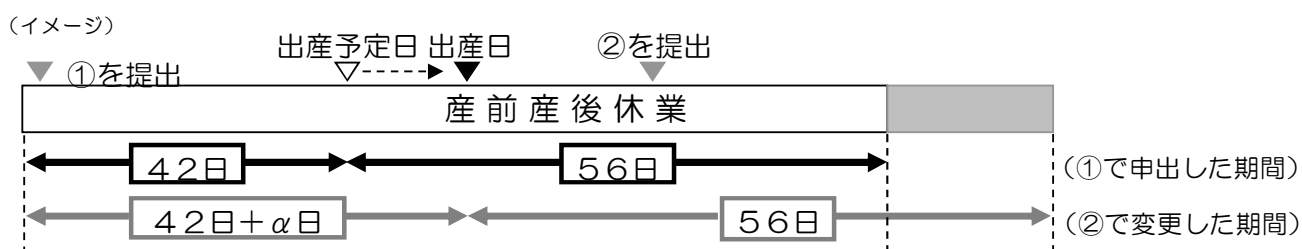
(1) 出産予定日より前に出産した場合

- ①産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ②出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



(2) 出産予定日より後に出産した場合

- ①産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ②出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



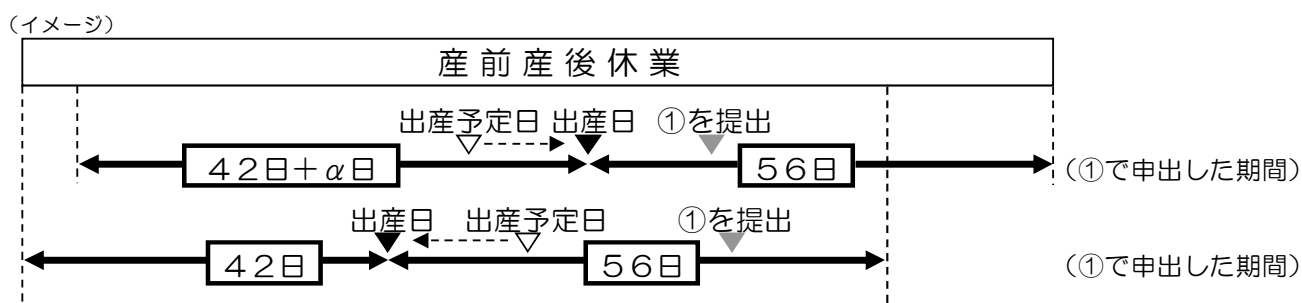
(3) 出産予定日に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出、その後、出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要

▶『出産後』に産休期間中の保険料免除を申し出した場合

(1) 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出（出産予定日、出産日の両方を申出）

※出産後の申出の場合、産前産後の期間が確定しているため、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要



▶産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初、「産前産後休業取得者申出書」にて申し出した産休終了予定年月日よりも前に産休を終了した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」により終了日を届出（終了予定日どおりに終了した場合は、届出は不要）